

一般社団法人歯科基礎医学会  
モリタ優秀発表賞授賞内規

(趣旨)

第1条 本内規は、将来を担う本会会員の研究を奨励し優れた発表を促すことで、学会の活性化及び歯科基礎医学の発展に貢献することを目的し、学会大会において優れた成果を発表した筆頭発表者を表彰するために定める。

(応募資格)

第2条 優秀発表賞は、次の号のすべてに該当する者に授与する。

- ① 学会大会におけるポスター筆頭発表者。
- ② 成果発表時に本学会会員（正会員、学生会員、単年度会員のいずれか）であること。
- ③ 筆頭発表者（連名発表の場合はその代表者）は35歳以下であること。

(選考委員会の設置)

第3条 受賞候補者選考は、「優秀発表賞選考委員会」（以下「選考委員会」という）において行う。選考委員会は当該年度の学会大会大会長が指名する委員をもって構成し、学会大会大会長が選考委員長を務める。

- 2 本賞の受賞者選考は、分野ごとに、選考委員会の決定する5名以上の審査により行う。選考委員会は、審査員のなかから1名の代表審査員を指名する。
- 3 前項の審査員及び代表審査員の委嘱は、当該年度の学会大会大会長が行う。

(選考の基準)

第4条 選考委員会は、受賞資格を有し、あらかじめ演題申し込み時に応募した者の中からその研究内容、研究の将来性と独創性及びプレゼンテーション能力を評価の対象とし、以下の選考基準に従って公平に審査する。

- ① 研究課題あるいは研究方法が独創的であること。
- ② 研究成果に将来性、発展性が認められること。
- ③ プレゼンテーションが優れていること。

(選考)

第5条 代表審査員は、当該分野の審査員の投票結果に基づき、1名の発表賞受賞者を選出し、直ちに学会大会大会長に文書で報告する。

(決定)

第6条 受賞の決定は、学会大会会期中に行い、学会大会会場内で発表及び授賞を行う。

(授与)

第7条 学会大会大会長は、受賞者に賞状及び副賞を贈る。

(公示)

第8条 学術大会大会長は、学術大会会場に発表賞の受賞者及び演題を公示する。企画委員会は、受賞者氏名及び受賞演題を本学会のホームページに発表する。

(内規の改廃)

第9条 本内規の改廃は、常任理事会で決定し、理事会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 受賞者は、**Journal of Oral Biosciences** に受賞内容あるいはそれに関連する総説又は原著論文を投稿・掲載しなければならない。

2 本賞は、株式会社モリタのスポンサーにより運営する。

#### 附 則

1 本内規は、一般社団法人歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。